

事務連絡
令和2年12月25日

各
〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

電話や情報通信機器を用いた診療に伴う新型コロナウイルス感染症の
感染者の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、感染症法第12条に基づき、医師が診断を行った場合には医療機関の所在する都道府県等に届出が行われ、感染症法第18条に基づく就業制限等の感染防止措置を講じることとなります。

最近、一部医療機関において、全国から検体の郵送を受け付け、検査結果が陽性であったときに、電話や情報通信機器を用いた診療により医師が新型コロナウイルス感染症の診断を行い、医療機関の所在する都道府県等の管轄する区域外に居住する感染者についても、当該医療機関から届出を行っている事例が生じています。

こうした事例により、地域の正確な感染状況を的確に把握すること等が困難となることも想定されます。このため、こうした事例における感染症法上の運用について、下記のとおりとりまとめました。

貴職におかれては、内容を十分に御了知いただくとともに、関係者に周知いただき、その取扱いに遺漏なきようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の発生届出について

電話や情報通信機器を用いた診療により医師が新型コロナウイルス感染症の診断を行った場合は、当該医師は、HER-SYS による発生届出の提出時に「その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項」として、「オンライン診療」と記載すること。（FAX 等による発生届出の取扱いも同様とする。）

2 陽性者数の公表方法について

電話や情報通信機器を用いた診療により医師が新型コロナウイルス感染症の診断を行い、医療機関の所在する都道府県等の管轄する区域外に居住する感染者について、当該医療機関から届出が行われた場合、医療機関の所在する都道府県等は、管轄外の感染者数を別掲として公表するようお願いいたします。この場合、当該感染者数については、当該者の居住する都道府県別に公表いただきますようお願いいたします。（なお、従来から都道府県において、当該都道府県内の保健所設置市・特別区分もまとめて公表している場合には、引き続き、都道府県においてまとめて公表することとして差し支えありません。）

また、都道府県等は、感染症法第 12 条第 3 項に基づき、その管轄する区域外に居住する者について届出を受けたときは、当該届出の内容を、その者の居住地を管轄する都道府県等に通報する義務がありますので、適切にご対応いただくようお願いいたします。

その際、HER-SYS を活用することで異なる保健所間で迅速な情報共有が可能ですので積極的なご活用をお願いいたします。（発生届の届出を受けた、届出先保健所（「担当保健所」）は、HER-SYS の「ID 管理タブ」画面において、感染者等の情報を閲覧できる「関係保健所」を追加することが可能です。また、同画面において「担当保健所」を別の保健所（居住地管轄の保健所等）に移すことも可能です。）（別添 1）

3 就業制限について

電話や情報通信機器を用いた診療により医師が新型コロナウイルス感染症の診断を行い、医療機関の所在する都道府県等の管轄する区域外に居住する感染者について、当該医療機関から届出が行われた場合、感染症法第 18 条に基づく就業制限については、電話や情報通信機器を用いた診療を受けた当該感染者の居住地を管轄する都道府県等で、協議会の意見を聞いて、実施するようお願いいたします。